

上下水道ご利用の手引き

Registration for Use of City Waterworks and Sewerage

上下水道利用指南

상하수도 이용 가이드

転出入の際は、水道の使用開始・中止のお手続きが必要です。

引越れんらく帳

Change of address notification 搬家联系手册 이사 연락장



- ・国内での引越しに伴う使用開始・中止の手続きがインターネットから行えます
- ・ Applications for water supply connection or disconnection due to a change of address can be done using the internet
- ・ 搬家的时候可以在网上办理使用开始，关闭的手续
- ・ 이사로 인한 개전・폐전 수속을 인터넷으로 할 수 있습니다

Web口座振替

Web application service for payment by bank transfer

受付サービス

可以使用网上账户转账业务 WEB 계좌 이체 접수 서비스



- ・水道の使用開始申し込み後にご利用ください。※一部の金融機関のみの対応となります（18ページ参照。）
- ・ Please use this service after applying for usage of water supply and sewerage. Only available for some financial institutions
- ・ 请事先申请后再开始使用上下水道 仅支持一部分金融机构。
- ・ 상하수도의 사용 개시 신청 후에 이용해 주시기 바랍니다.
일부 금융기관에서만 대응합니다.

※QRコードで上記のページが開かない場合は、柏市のホームページで検索してください。アプリにより、広告など異なるページが表示されることがあります。

お電話でのお手続きは柏市上下水道局料金センターにご連絡ください。

To make an application by phone, please contact the Kashiwa City Waterworks and Sewerage Bureau Billing Center

利用电话办理手续，请同柏市上下水道料金中心联系

전화로의 수속은 가시와시 상하수도국 요금센터 연락주시기 바랍니다.



柏市上下水道局料金センター ☎ 04-7166-2191

井戸・専用水道ダイヤル ☎ 04-7168-1820

平日及び土曜日の午前8時30分～午後6時15分

（日曜，祝日及び年末年始を除く）

柏市水道事業給水条例（22ページ）が
水道使用契約の内容となります。

柏市上下水道局
令和7年4月発行

< 目 次 >

1	給水装置について	1
2	水道の開栓・閉栓について	
(1)	水道の使用を開始するとき（開栓）	2
(2)	水道の使用を中止するとき（閉栓）	2
(3)	水道の使用者名義人が変わったとき	2
(4)	柏市の上水道以外の水（井戸水等）を使用しているとき	3
(5)	For foreign residents ・致各位外国住民・외국인 분에게	4
(6)	自己開栓の方法について	8
3	上下水道料金について	
(1)	水道メーターの検針について	10
(2)	柏市の上水道以外の水（井戸水等）を使用中のお客さまへ	12
(3)	水道料金について	13
(4)	下水道使用料について	14
(5)	水道料金及び下水道使用料早見表（2か月分）	16
(6)	水道料金の支払方法について	18
(7)	上下水道料金納付証明書の発行及び還付金の受け取りについて	19
4	その他	
(1)	簡単な漏水確認の方法について	20
(2)	漏水等による水道料金の減額について	20
(3)	水道の凍結防止について	20
(4)	修理についてのお問い合わせ又はご依頼について	21
(5)	柏市水道事業給水条例（抜粋）	22
5	柏市上下水道局案内図	26

1 給水装置について

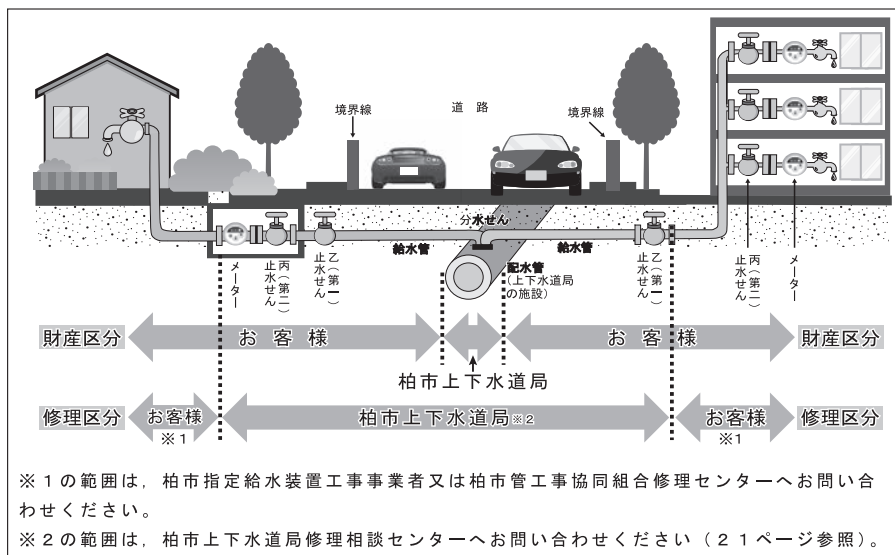
水道水は、道路に埋めている配水管から給水装置を通して、使用者様にお届けしています。給水装置とは、配水管から引き込まれた給水管とこれに取り付けている止水栓、水道メーター、蛇口などをまとめたものをいいます。

このうち、水道メーターは、柏市上下水道局が使用者様に貸与したものです。紛失・破損した場合は、弁償していただくことになりますので適正な管理をお願いします。

また、水道メーターは計量法により有効期限が8年と定められているため、柏市上下水道局が委託した業者が定期的に交換作業を無料で行っています。交換対象世帯の方には、はがきで通知させていただきますので、ご協力をお願いします。

一方、水道メーター以外の給水装置は、建物所有者の財産ですので、柏市上下水道局の修理区分以外の修理費用は、建物所有者のご負担になります。

給水装置の修理区分と財産区分は、下図のとおりです。



- 水道メーターが道路と宅地の境界線から2mを越えて設置されている場合や連合給水装置（1本の給水管を複数の使用者様で利用）の場合は、第一止水栓（乙止水栓）までが柏市上下水道局の修理区分となります。
- 柏市上下水道局が行う修理には、「メーターボックス」、「止水栓筐」は含みません。

2 水道の開栓・閉栓について



お住まいの門戸等に、左の写真のような水道使用者標識を掲示していただいています。

中央の6桁の数字が水道番号です。

国内での引越しに伴う水道の使用開始・中止は、表紙の引越れんらく帳からインターネットで手続きができます。

(1) 水道の使用を開始するとき（開栓）

使用開始日の3営業日前（日曜、祝日及び年末年始を除く日）までに、柏市上下水道局料金センターへ電話又は窓口にて下記①～⑧の事項を伝えることで手続きができます。

①水道番号、②使用開始日、③水道使用場所、④使用者氏名、⑤使用人数、⑥水道料金請求先住所、⑦使用者の電話番号、⑧届出者の氏名及び電話番号（使用者と異なる場合）

また、お住まいの玄関付近やドアポスト等に投函している「水道使用申込書（はがき）」でも手続きができます。

< 注意 >

手続きをしていただかないと使用開始日やお名前の確認が取れないので、後日、料金のトラブルのもとになります。また、手続きが遅れたり、内容に不備があった場合、料金等を遡って請求することがあります。

(2) 水道の使用を中止するとき（閉栓）

使用中止日の3営業日前（日曜、祝日及び年末年始を除く日）までに、柏市上下水道局料金センターへ電話又は窓口にて下記①～⑦の事項を伝えることで手続きができます。

①水道番号、②使用中止日、③水道使用場所、④使用者氏名、⑤精算方法、⑥引越し先の住所及び電話番号、⑦届出者の氏名及び電話番号（使用者と異なる場合）

< 注意 >

使用中止のご連絡がない場合は、水の使用がなくても基本料金をお支払いしていただくこととなります。

(3) 水道の使用者名義人が変わったとき

柏市上下水道局料金センターへ電話又は窓口にて下記①～⑤の事項を伝えることで手続きができます。

①水道番号、②変更日、③水道使用場所、④変更前・後の使用者氏名及び電話番号、⑤届出者の氏名及び電話番号

(4) 柏市の上水道以外の水（井戸水等）を使用しているとき

井戸水や専用水道（自家用の水道）等の柏市の上水道以外の水を使用し、その排水を公共下水道に流す場合、水道料金はかかりませんが、下水道使用料がかかります。

ア 次の場合には、それぞれに定める届出が必要となりますので、柏市上下水道局料金センター（井戸・専用水道ダイヤル）までお問い合わせください。

(7) 公共下水道を開始するとき

「公共下水道使用開始・再開届」

(イ) 公共下水道を中止するとき

「公共下水道休止・廃止届」

(ウ) 使用人数や使用者名義人が変わったとき（名義人変更）

「公共下水道使用者・使用人数変更届」

届出の様式については、

柏市のホームページ <https://www.city.kashiwa.lg.jp>

のサイト内検索から「下水道使用に関する手続き」で検索

イ 井戸水から水道水へ又は水道水から井戸水へ切替えをする場合は、柏市上下水道局料金センター（井戸・専用水道ダイヤル）までお問い合わせください。

なお、井戸水から水道水への切替えは給水装置の届出や承認手続きが必要になりますので、柏市上下水道局料金センター（給水工事受付班 04-7166-2196）へご相談ください。

柏市上下水道局料金センター ☎ 04-7166-2191

井戸・専用水道ダイヤル ☎ 04-7168-1820



(5) For foreign residents



We request you to display your City Water User Registration Number (as shown in the picture on the left) at the front door of your residence. The 6-digits-number in the center is your City Water User

When you move in Japan, you can register your starting and stopping of the water supply online. Please scan the code of "change of address notification" on the front page of this leaflet.

(1) Starting to use the water supply (Opening the valve)

By contacting waterworks and sewerage bureau, Kashiwa city on the phone or coming to the service desk registering the following points ①~⑧ by 3 days (excluding Sunday, national holidays, and Year-end and New year period) before the planned starting day, you can register to start to use the water supply.

①water supply number ②Starting date ③where to use tap water ④username ⑤number of users ⑥water bill billing address ⑦telephone number of user ⑧name and contact number of the person requesting the registration (when this person is not the user).

You can register by using "the request form for water supply(postcard)" which you will find in the entrance area or in the mailbox.

<Note>

If you have not registered, the starting date of usage and your name cannot be confirmed. It will lead to billing problems later. Also, in case of delayed registration and imcompleted content, you can be charged for the bill retrospectively.

(2) Stopping to use the water supply (Closing the Valve)

By contacting Waterworks and Sewerage Bureau, Kashiwa city on the phone or coming to the service desk by 3 business days(excluding Sunday, national holidays, and Year-end and New year period) before the planned starting day, you can register to start to use the water supply registering the following points.

①water supply number ②Stopping date ③where to use tap water ④username. ⑤payment method ⑥address and contact number you are moving to ⑦name and contact number of the person requesting the registration (when this person is not the user).

<Notice>

If you do not contact the Water Billing Center to stop the use of city water, you are required to pay the basic charge, even if you have not used the water.

(3) When user is changed (Change of Username)

By contacting waterworks and sewerage bureau, Kashiwa city on the phone or coming to the service desk registering the following points, you can register the change of the username.

①water supply number ②date of changing the user name ③ where to use tap water ④user' s telephone number of before and after ⑤ name and contact number of the person requesting the registration.

(5) 致各位外国住民



住宅的大门上贴有如左图的水道使用者标识。
中间的 6 位数字是水道编号。

在日本国内搬家，需要办理水道的开始使用或停止使用的手续，可以按照封页的搬家联络手册或在网上办理。

(1) 开始使用水道（开栓）

请在开始使用日的 3 个工作日内（周日、节日及年末年初除外），打电话给柏市上下水道局料金中心或者到窗口提供以下①～⑧的信息，办理手续。

①水道编号，②使用开始日，③水道使用场所，④使用者姓名，⑤使用人数，⑥水道料金缴纳单住址，⑦使用者的电话号码，⑧前来办理者的姓名和电话号码(不是使用者本人办理时)

< 注意 >

如果不办理上述手续，则无法确认使用开始日和姓名，日后可能引起水道料金的纠纷。另外，如果未及时办理手续或内容有疏漏时，可能要求追缴料金。

(2) 停止使用水道（闭栓）

请在停止使用日的 3 个工作日内（周日、节日及年末年初除外），打电话给柏市上下水道局料金中心或者到窗口，提供以下①～⑦的信息，办理手续。

①水道编号，②使用停止日，③水道使用场所，④使用者姓名，⑤结算方法，⑥搬家地址及电话号码，⑦前来办理者的姓名及电话号码(不是使用者本人时)

< 注意 >

如果没有停止使用水道的任何联系，即使不用水，也要缴纳基本料金。

(3) 水道使用者名义人变更时（名义人变更）

请打电话给柏市上下水道局料金中心或到窗口，提供以下①～⑤的信息，办理手续。

①水道编号，②变更日，③水道使用场所，④变更前・变更后的使用者姓名及电话号码，⑤前来办理者的姓名及电话号码

(5) 외국인 분에게



집 문 등에 왼쪽과 같은 수도 사용자 표식을
게시를 부탁드립니다.
중앙의 6 자리 숫자가 수도번호입니다.

국내에서 이사로 인한 수도의 사용 개시·중지는 표지의 이사 연락장에서
인터넷에서 수속할 수 있습니다.

(1) 수도의 사용을 개시하는 경우 (개전)

사용 개시일의 3 영업일 전 (일요일, 휴일 및 연말연시를 제외한
날) 까지, 가시와시 상수도국 요금센터에 전화 또는 창구에서
하기의 ① ~ ⑧의 사항을 전하는 것으로 수속이 가능합니다.

- ① 수도번호 ② 사용 개시일 ③ 수도 사용 장소 ④ 사용자 성명
- ⑤ 사용인원 ⑥ 수도요금 청구처 주소 ⑦ 사용자의 전화번호
- ⑧ 신고자의 성명 및 전화번호 (사용자와 다른 경우)

또한, 거주하는 곳의 현관 근처나 포스트 등에 투합하고 있는
「수도 사용 신청서 (엽서)」로도 수속할 수 있습니다.

< 주의 >

수속을 하지 않으시면 사용 개시일이나 성명의 확인을 할 수
없으므로, 후일에 요금 문제의 원인이 됩니다. 또한, 수속이 늦거나
내용에 미비가 있는 경우에는 요금 등을 거슬러 올라가 청구하는
경우가 있습니다.

(2) 수도의 사용을 중지하는 경우 (폐전)

사용 중지일의 3 영업일 전 (일요일, 휴일 및 연말연시를 제외한
날) 까지, 가시와시 상하수도국 요금센터에 전화 또는 창구에서 하기
① ~ ⑦의 사항을 전하는 것으로 수속을 할 수 있습니다.

- ① 수도번호 ② 사용 중지일 ③ 수도 사용 장소 ④ 사용자 성명
- ⑤ 정산 방법 ⑥ 이사처의 주소 및 전화번호 ⑦ 신고자의 성명 및
전화번호 (사용자와 다른 경우)

< 주의 >

사용중지의 연락이 없는 경우에는 물을 사용하지 않아도 기본요금을
지불해야 합니다.

(3) 수도 사용자의 명의를 변경되었을 때

가시와시 상하수도국 요금센터에 전화 또는 창구에서 하기 ① ~ ⑤의
사항을 전하는 것으로 수속을 할 수 있습니다.

- ① 수도번호 ② 변경일 ③ 수도 사용 장소 ④ 변경전·후의 사용자
성명 및 전화번호 ⑤ 신고자의 성명 및 전화번호

【MEMO】

1. The first step in the process of creating a business plan is to conduct a thorough market research. This involves identifying the target market, understanding the needs and preferences of the customers, and analyzing the competitive landscape. Market research can be conducted through various methods, including surveys, interviews, and focus groups. The goal is to gather valuable insights that will inform the business strategy and help in making informed decisions.

2. Once the market research is complete, the next step is to define the business goals and objectives. These should be specific, measurable, achievable, relevant, and time-bound (SMART). The goals should outline the long-term vision of the business, while the objectives should focus on the short-term targets. This step is crucial as it provides a clear direction and purpose for the business plan.

3. The third step is to develop a detailed business strategy. This involves identifying the key areas of focus, such as marketing, sales, and operations, and outlining the specific actions to be taken. The strategy should be tailored to the unique characteristics of the business and the market. It should also consider potential risks and opportunities, and provide a clear roadmap for achieving the business goals.

4. The fourth step is to create a financial plan. This involves estimating the costs of the business, determining the revenue streams, and projecting the financial performance over a period of time. The financial plan should include a budget, a cash flow statement, and a profit and loss statement. It is essential to ensure that the business is financially viable and that the resources are allocated efficiently.

5. The final step is to write the business plan. This involves compiling all the information gathered in the previous steps into a coherent and professional document. The business plan should be written in a clear and concise manner, using simple language and avoiding jargon. It should be well-organized and easy to read, and it should provide a comprehensive overview of the business and its future prospects.

(6) 自己開栓の方法について

柏市では、水道の使用開始にあたり、柏市上下水道局料金センターへ電話（０４－７１６６－２１９１）又は窓口に開栓の届出を行った後に、自己開栓（水道メーター脇の止水栓を操作）をお願いします。

ア 水道メーターの設置場所

水道メーターは、戸建住宅の場合は、道路と宅地の境界線から通常２メートル以内の宅地内のメーターボックスの中に設置されています。マンション等の場合は、玄関ドア横のパイプシャフト内に設置されているものが多くあります。



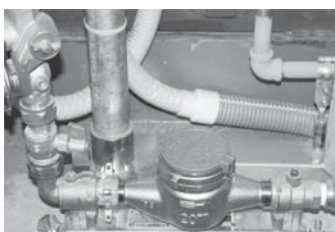
メーターボックス（水色等）



メーターボックスの中



パイプシャフト



パイプシャフトの中

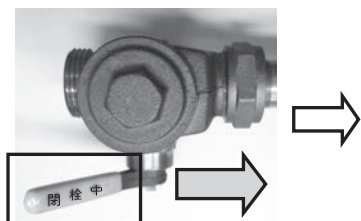
イ 止水栓の種類と開閉栓の方法

通常、止水栓はメーターボックス又はパイプシャフトの中にあり、①レバータイプ、②蝶ネジタイプ、③スリースバルブタイプの３種類があります。

開閉栓の仕方は、９ページの写真のとおりです。止水栓の場所が分からない場合や開閉栓の操作が難しい場合は、柏市上下水道局料金センターにお問い合わせください。

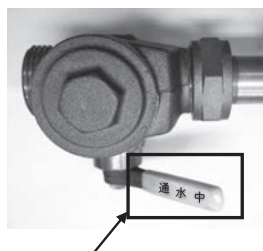
① レバータイプ

【閉栓状態】



『閉栓中』と表示されています。
矢印の方向にレバーを倒すと開栓できます。

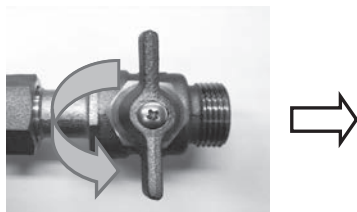
【開栓状態】



手前に『通水中』と表示されます。

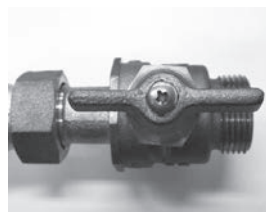
② 蝶ネジタイプ

【閉栓状態】

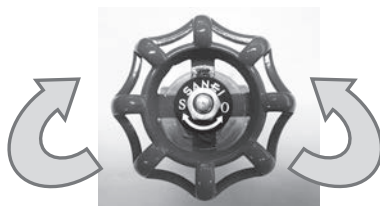


矢印の方向に栓を90度回すと開栓できます。

【開栓状態】



③ スリースバルブタイプ



⤵ の方向に回すと閉栓できます。 ⤴ の方向に回すと開栓できます。

3 上下水道料金について

(1) 水道メーターの検針について

2 か月ごとに、柏市が委託した検針員が水道メーターの検針を行っています。検針後は、「水道使用水量等のお知らせ（検針票）」をドアポスト等に投函させていただきます。

検針票の主な内容は、以下のとおりです。

⑤ 柏市 水道使用水量等のお知らせ（検針票）		④ 上下水道料金 口座振替済通知書	
柏市南中央 111-222 方書 テスト 柏 太郎 様		水道番号 013723 柏 太郎 様 下記の上下水道料金を指定口座から振替させていただきます。 令和 7年 2月 検計分	
柏市 水道事業会計登録番号 T2800020002678 柏市 下水道事業会計登録番号 T3800020002677		振替日 令和 7年 4月 3日 振替金額 21,687円	
指針及び水道使用水量 今回指示数 1225 前回指示数 1155 水道使用水量 (汚水排除量) ② 70 m³ 前々回水量 70 m³ 前々回水量 74 m³ 前々回水量 76 m³ 次回口座振替予定日 令和6年3月4日		① 水道番号 013723 検計月 令和 7年 4月 使用期間 令和 7年 2月 6日～ 令和 7年 4月 5日 口座 20 メール番号 0123456789 0014-800-002-00 今日のご請求予定金額(消費税等相当額含む) 水道料金 11,968 円 基本料金 2,480 円 従量料金 8,400 円 消費税等相当額(10%) 1,088 円 下水道使用料 ⑥ 9,719 円 基本料金 1,086 円 従量料金 7,750 円 消費税等相当額(10%) 883 円 合計金額 ③ 21,687 円	
水道検針に関するお問い合わせ先 TEL 04-7166-3182 柏市上下水道局業務委託者 ヴェオリア・ジェネレーション 検針員		使用期間 令和 6年12月 6日～ 令和 7年 2月 5日 上水道 T2800020002678 使用水量 70 m³ 料金 11,968円 消費税等相当額(10%) 1,088 円 下水道 T3800020002677 汚水排除量 70 m 使用料 9,719 円 消費税等相当額(10%) 883 円	

- ① 水道番号：お問い合わせの際にお知らせください。
- ② 水道使用水量：今回の検針による2か月分の使用水量です。
- ③ 合計金額：②に基づいて算定した水道料金及び下水道使用料の合計（税込）です。
- ④ 口座振替済通知書：口座振替利用中の場合、振替日や振替金額等を表示しています。
- ⑤ 適格事業者登録番号：インボイス制度における上水道事業会計及び下水道事業会計の登録番号となります。上水道と下水道で登録番号が異なります。
- ⑥ 下水道使用料：井戸水等を使用されていてメーターがない場合、下水道を使用されていない場合は表示されません。

< Meter reading chart・水表査定通知票・검침표 >

- ① City water user registration number・水道号码・수도 번호
- ② Amount of city water used (over a 2-month period)・
水道使用水量（两个月的使用量）・수도 사용 수량（2개월 분）
- ③ Total amount of bill (includes water usage bill and sewer usage bill) tax included・合計金額（水道費用及下水道使用費用）含税・합계 금액（수도요금 및 하수도 사용료）세금 포함
- ④ Bank transfer payment notice・銀行转账完毕通知书・계좌 이체 완료 통지서
- ⑤ Qualified business registration number・合格的商业登记号码（供水/污水处理）・
적격 사업자 등록 번호(상수도/하수도)
- ⑥ Sewerage fees・排污费・하수도 사용료

< 注意 >

検針票は請求書ではありませんので、検針票でお支払いただくことはできません。また、検針票で集金に伺うこともありませんので、詐欺にご注意ください。不審に思われた場合は、柏市上下水道局にお問い合わせください。

< 検針時のご協力をお願い >

- ・水道メーターが入っているメーターボックスの上には、荷物などを置かないでください。
- ・メーターボックス付近は庭木などで覆われないようにしてください。
- ・犬は、出入口やメーターボックスから離れた場所につないでください。
- ・メーターボックスの中に泥や土が入り、メーターが埋まらないようにしてください。
- ・増改築などで水道メーターが床下や小屋の中、家の中にならないようお願いします。

< 一般家庭の使用水量の目安 >

一般家庭の世帯人員ごとの使用水量の目安（2 か月分）は、下表のとおりです。普段に比べて著しく使用水量が増加している場合、世帯人員の変化や下表の用途の使用が増えていないかどうかをご確認ください。

世帯人員	使用水量 (m^3 / 2 か月分)	世帯人員	使用水量 (m^3 / 2 か月分)
1 人	1 6 . 2	4 人	4 6 . 2
2 人	2 9 . 8	5 人	5 5 . 6
3 人	3 9 . 8	6 人以上	6 8 . 2

東京都水道局ホームページを基に柏市上下水道局作成

用途	使い方	使用水量	用途	使い方	使用水量
洗面・手洗い	1 分間流し っぱなしの 場合	12 リットル	歯磨き	30 秒間流し っぱなしの 場合	6 リットル
食器洗い	5 分間流し っぱなしの 場合	60 リットル	洗車	流しっぱなし の場合	90 リットル
シャワー	3 分間流し っぱなしの 場合	36 リットル	風呂	浴槽	180 リットル

※使用水量は概算

東京都水道局ホームページを基に柏市上下水道局作成

(2) 柏市の上水道以外の水（井戸水等）を使用中のお客さまへ

井戸水や専用水道をご利用の場合、下水道への汚水排除量（汚水を流した量）は、検針の有無によって下水道使用料の通知方法が変わります。

ア 検針がある場合（メーターがある場合）

水道料金と同じく、2 か月ごとに汚水排除量の検針を行います。

検針後は、10 ページの「水道使用水量等のお知らせ（検針票）」をドアポスト等に投函します。

後日、納入通知書又は口座振替のはがきをお送りします。

イ 検針がない場合（一般家庭でメーターがない場合）

ご利用人数により、汚水排除量を認定します。

納入通知書又は口座振替のはがきをお送りします。

(3) 検針票の記載確認について

検針票に水道料金と下水道使用料の記載があるかご確認をお願いします。また、記載がない場合は、柏市上下水道局料金センター（電話番号 04-7166-2191）にご連絡ください。

なお、次の場合は、記載がなくてもご連絡不要です。

ア 井戸水を使用して、下水道に排水している場合

水道料金の記載はございません。

イ 水道を使用して、浄化槽を使用している場合

下水道使用料の記載はございません。



(3) 水道料金について

柏市の水道料金は、給水管の口径（注）による基本料金と2か月ごとの検針により確定した使用水量に応じた従量料金の合計額に、消費税等相当額を加算した金額（1円未満切捨て）となります。

なお、督促により指定された納期限を過ぎて納入された場合、水道料金のほかに遅延損害金が増加されます。

納期限を守り、速やかな納入をお願いします！

（注）水道メーターの取付け部分の口径をいいます。

2 か月分の基本料金及び従量料金（税抜）

基本料金		従量料金	
給水管の口径 （注）	金額	使用水量	金額 （1立方メートル 当たり）
13ミリメートル	920円	1立方メートルから 20立方メートルまで	60円
20ミリメートル	2,480円		
25ミリメートル	4,060円	21立方メートルから 40立方メートルまで	100円
40ミリメートル	12,480円	41立方メートルから 60立方メートルまで	155円
50ミリメートル	18,400円		
75ミリメートル	46,200円	61立方メートルから 100立方メートルまで	210円
100ミリメートル	98,800円	101立方メートルから 200立方メートルまで	280円
150ミリメートル	226,000円		
200ミリメートル	420,000円	201立方メートル以上	370円

- 下水道をお使いの方は、水道料金のほかに下水道使用料が発生します。

(4) 下水道使用料について

ア 柏市の水道を使用する場合

柏市の下水道使用料は、水道の使用水量を下水道への汚水排除量（汚水を流した量）として計算します。

汚水排除量は、各月とも料金計算の基礎となる（３）の検針により確定した水道の使用水量と同じ量を流したものとみなし、その量に応じた基本料金と従量料金を計算します。

そして、基本料金と従量料金の合計額に、消費税等相当額を加算した金額（１円未満切捨て）が下水道使用料となります。

なお、督促により指定された納期限を過ぎて納入された場合、下水道使用料のほかに延滞金が増加されます。

納期限を守り、速やかな納入をお願いします！

２か月分の基本料金及び従量料金（税抜）

基本料金	従量料金（１立方メートル当たり）	
1,086 円	20 立方メートルまで	46 円
	21 立方メートルから 40 立方メートルまで	114 円
	41 立方メートルから 60 立方メートルまで	136 円
	61 立方メートルから 100 立方メートルまで	183 円
	101 立方メートルから 200 立方メートルまで	233 円
	201 立方メートルから 1,000 立方メートルまで	292 円
	1,001 立方メートル以上	351 円



イ 柏市の上水道以外の水（井戸水等）を使用する場合

井戸水や専用水道等の柏市の上水道以外の水を使用し、その排水を公共下水道に流す場合、下水道使用料がかかります。

(7) 一般家庭の場合

検針メーターが設置されている場合は、メーター値を基に污水排除量を認定し、下水道使用料を計算します。

検針メーターが設置されていない場合は、世帯人数に応じて下表のように污水排除量を認定し、下水道使用料を計算します。

2 か月分の下水道使用料（税抜）

世帯人数	認定污水排除量	使用料
1 人	20 立方メートル	2,006 円
2 人	32 立方メートル	3,374 円
3 人	44 立方メートル	4,830 円
4 人以上	56 立方メートル	6,462 円

なお、世帯人数に変更がある場合には、「公共下水道使用者・使用人数変更届」による届出が必要となりますので、柏市上下水道局料金センター（井戸・専用水道ダイヤル 04-7168-1820）にお問い合わせください。

(イ) 一般家庭以外の場合

使用者の方にメーターを設置していただき、メーター値を基に污水排除量を認定し、下水道使用料を計算します。



(5) 水道料金及び下水道使用料早見表（２か月分）

１３ミリメートルの水道メーターをご使用の場合

単位：円

水量 (㎡)	水道料金 (税込)	下水道 使用料 (税込)	合 計	水量 (㎡)	水道料金 (税込)	下水道 使用料 (税込)	合 計	水量 (㎡)	水道料金 (税込)	下水道 使用料 (税込)	合 計
0	1,012	1,194	2,206	21	2,442	2,332	4,774	42	4,873	5,013	9,886
1	1,078	1,245	2,323	22	2,552	2,457	5,009	43	5,043	5,163	10,206
2	1,144	1,295	2,439	23	2,662	2,582	5,244	44	5,214	5,313	10,527
3	1,210	1,346	2,556	24	2,772	2,708	5,480	45	5,384	5,462	10,846
4	1,276	1,397	2,673	25	2,882	2,833	5,715	46	5,555	5,612	11,167
5	1,342	1,447	2,789	26	2,992	2,959	5,951	47	5,725	5,761	11,486
6	1,408	1,498	2,906	27	3,102	3,084	6,186	48	5,896	5,911	11,807
7	1,474	1,548	3,022	28	3,212	3,209	6,421	49	6,066	6,061	12,127
8	1,540	1,599	3,139	29	3,322	3,335	6,657	50	6,237	6,210	12,447
9	1,606	1,650	3,256	30	3,432	3,460	6,892	55	7,089	6,958	14,047
10	1,672	1,700	3,372	31	3,542	3,586	7,128	60	7,942	7,706	15,648
11	1,738	1,751	3,489	32	3,652	3,711	7,363	65	9,097	8,712	17,809
12	1,804	1,801	3,605	33	3,762	3,836	7,598	70	10,252	9,719	19,971
13	1,870	1,852	3,722	34	3,872	3,962	7,834	75	11,407	10,725	22,132
14	1,936	1,903	3,839	35	3,982	4,087	8,069	80	12,562	11,732	24,294
15	2,002	1,953	3,955	36	4,092	4,213	8,305	85	13,717	12,738	26,455
16	2,068	2,004	4,072	37	4,202	4,338	8,540	90	14,872	13,745	28,617
17	2,134	2,054	4,188	38	4,312	4,463	8,775	95	16,027	14,751	30,778
18	2,200	2,105	4,305	39	4,422	4,589	9,011	100	17,182	15,758	32,940
19	2,266	2,156	4,422	40	4,532	4,714	9,246	110	20,262	18,321	38,583
20	2,332	2,206	4,538	41	4,702	4,864	9,566	120	23,342	20,884	44,226

- 消費税等相当額は、税率１０％で計算しています。
- 使用期間が２か月に満たない場合、柏市水道事業給水条例第３２条（料金の算定方法の特例）及び柏市下水道条例施行規程第１７条（使用月の中途での使用の開始等の場合の使用料の徴収）の規定により、水道料金及び下水道使用料が早見表と異なる場合があります。

２０ミリメートルの水道メーターをご使用の場合

単位：円

水量 (㎡)	水道料金 (税込)	下水道 使用料 (税込)	合 計	水量 (㎡)	水道料金 (税込)	下水道 使用料 (税込)	合 計	水量 (㎡)	水道料金 (税込)	下水道 使用料 (税込)	合 計
0	2,728	1,194	3,922	21	4,158	2,332	6,490	42	6,589	5,013	11,602
1	2,794	1,245	4,039	22	4,268	2,457	6,725	43	6,759	5,163	11,922
2	2,860	1,295	4,155	23	4,378	2,582	6,960	44	6,930	5,313	12,243
3	2,926	1,346	4,272	24	4,488	2,708	7,196	45	7,100	5,462	12,562
4	2,992	1,397	4,389	25	4,598	2,833	7,431	46	7,271	5,612	12,883
5	3,058	1,447	4,505	26	4,708	2,959	7,667	47	7,441	5,761	13,202
6	3,124	1,498	4,622	27	4,818	3,084	7,902	48	7,612	5,911	13,523
7	3,190	1,548	4,738	28	4,928	3,209	8,137	49	7,782	6,061	13,843
8	3,256	1,599	4,855	29	5,038	3,335	8,373	50	7,953	6,210	14,163
9	3,322	1,650	4,972	30	5,148	3,460	8,608	55	8,805	6,958	15,763
10	3,388	1,700	5,088	31	5,258	3,586	8,844	60	9,658	7,706	17,364
11	3,454	1,751	5,205	32	5,368	3,711	9,079	65	10,813	8,712	19,525
12	3,520	1,801	5,321	33	5,478	3,836	9,314	70	11,968	9,719	21,687
13	3,586	1,852	5,438	34	5,588	3,962	9,550	75	13,123	10,725	23,848
14	3,652	1,903	5,555	35	5,698	4,087	9,785	80	14,278	11,732	26,010
15	3,718	1,953	5,671	36	5,808	4,213	10,021	85	15,433	12,738	28,171
16	3,784	2,004	5,788	37	5,918	4,338	10,256	90	16,588	13,745	30,333
17	3,850	2,054	5,904	38	6,028	4,463	10,491	95	17,743	14,751	32,494
18	3,916	2,105	6,021	39	6,138	4,589	10,727	100	18,898	15,758	34,656
19	3,982	2,156	6,138	40	6,248	4,714	10,962	110	21,978	18,321	40,299
20	4,048	2,206	6,254	41	6,418	4,864	11,282	120	25,058	20,884	45,942

- 消費税等相当額は、税率１０％で計算しています。
- 使用期間が２か月に満たない場合、柏市水道事業給水条例第３２条（料金の算定方法の特例）及び柏市下水道条例施行規程第１７条（使用月の中途での使用の開始等の場合の使用料の徴収）の規定により、水道料金及び下水道使用料が早見表と異なる場合があります。

(6) 水道料金の支払方法について

水道料金の支払方法には、「ア 口座振替（自動払込）」と「イ 納入通知書」があります。

ア 口座振替（自動払込）によるお支払い

使用者様ご指定の預貯金口座から自動的にお支払いいただく大変便利で安心な方法です。

(7) 金融機関窓口でのお申し込み方法

下表の金融機関に、口座振替依頼書、預貯金通帳、通帳届出印及び水道番号が分かるもの（検針票等）をお持ちいただき、お手続きください。

事前に口座振替依頼書の郵送を希望される方は、柏市上下水道局料金センターにご連絡ください。また、柏市ホームページからもご請求いただけます。

(i) Web 口座振替受付サービスによる手続方法

表紙のQRコードからお手続きができます。

（下表の※の金融機関はWeb 口座振替受付ができません。金融機関窓口でお申し込みください。）

口座振替（自動払込）取扱金融機関（令和7年4月1日現在）

千葉銀行	京葉銀行	千葉興業銀行	みずほ銀行
三菱UFJ銀行※	三井住友銀行	りそな銀行	常陽銀行
筑波銀行	東日本銀行	東京スター銀行	三菱UFJ信託銀行※
みずほ信託銀行※	東京ベイ信用金庫	水戸信用金庫※	東京東信用金庫※
銚子商工信用組合	中央労働金庫※	市川市農業協同組合※	ちば東葛農業協同組合※
全国のゆうちょ銀行・郵便局			

口座振替のお取扱いは、取扱金融機関にお申込みいただいてから1～2か月後となります（振替日は検針月の翌月の3日（金融機関休業日の場合は翌営業日））。

3日に引き落としができなかったときは、同月の18日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に再振替を自動的に行います。

18日（金融機関休業日の場合は翌営業日）も引き落としができなかったときは、督促状を送付しますので、督促状でお支払いください。

イ 納入通知書によるお支払い

(7) 金融機関等の窓口でのお支払い

柏市上下水道局料金センターから送付された納入通知書を金融機関、コンビニエンスストア又は柏市の収納取扱窓口にお持ちいただきお支払いください。納期限は検針月の翌月１０日（金融機関休業日の場合は翌営業日）です。

収納取扱窓口一覧（令和７年４月１日現在）

【金融機関】

千葉銀行	京葉銀行	千葉興業銀行	東日本銀行
銚子商工信用組合	東京ベイ信用金庫	水戸信用金庫	東京東信用金庫
	中央労働金庫	市川市農業協同組合※	ちば東葛農業協同組合
ゆうちょ銀行・郵便局（ <u>千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県所在に限る</u> ）			

（注意）１８ページの「口座振替（自動払込）取扱金融機関」に記載の金融機関と同じではありません。

【コンビニエンスストア】

詳しくは、納入通知書に記載している納入場所の欄をご覧ください。

【柏市の収納取扱窓口】

柏市上下水道局（柏市上下水道局料金センター）	柏駅前行政サービスセンター
柏市役所（本庁舎２階 千葉銀行）	柏市役所沼南支所 （沼南第２庁舎１階）
柏市役所各出張所	

(イ) スマートフォン決済によるお支払い

上下水道料金納入通知書のバーコードをスマートフォン等のモバイル端末のカメラで読み込むことにより、お支払いができます。（詳しくは、柏市ホームページをご確認ください）

※期日までに料金をお支払いいただけない場合は、給水を停止することがあります。

(7) 上下水道料金納付証明書の発行及び還付金の受け取りについて

ア 上下水道料金納付証明書の発行について

柏市上下水道局料金センター午前８時３０分～午後５時１５分

※平日（土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く）のみ。

手続きの際は、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）及び印鑑をご持参ください。

上下水道料金納付証明書の発行を代理の方が行う場合は、委任状、代理人の本人確認書類及び代理人の印鑑をご持参ください。

イ 還付金の受け取りについて

柏市上下水道局料金センター午前8時30分～午後4時30分

※平日（土曜，日曜，祝日及び年末年始を除く）のみ。

手続きの際は，過誤納金還付通知書，本人確認書類（運転免許証，マイナンバーカード等）及び印鑑をご持参ください。

還付金の受け取りを代理の方が行う場合は，委任状，代理人の本人確認書類及び代理人の印鑑をご持参ください。

＜お願い＞

口座をお持ちの方，法人の方は，原則，口座振込としてくださいますようお願いいたします。

※還付金額が5万円以上の場合は口座振込のみとなります。

4 その他

(1) 簡単な漏水確認の方法について

敷地内での漏水は，水道管などの老朽化や凍結などが原因で，知らない間に進行していることがあります。

漏水の有無は，水道メーターで確認することができます。

＜確認の仕方＞

ア 屋外を含めて，全ての蛇口を閉めます。

イ 水道メーターの「パイロットマーク」を観察します。

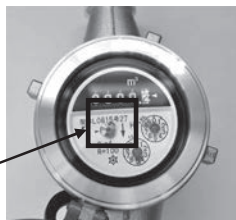
（30秒程度）

ウ パイロットマークが回転していれば

漏水の可能性があります。

回転していなければ漏水はしていません。

パイロットマーク



(2) 漏水等による水道料金の減額について

水道メーターで計量した使用水量に漏水分が含まれている場合，原則としては，使用者様にお支払いいただくことになります。

しかし，事情によってはその一部を減額することができる場合がありますので，詳しくは柏市上下水道局料金センターにお問い合わせください。

(3) 水道の凍結防止について

冬の厳しい冷え込みで，気温が概ねマイナス4度以下になると，蛇口，水道管，水道メーターなどが凍結して，破裂するおそれがありますので，早めの防寒対策をお願いします。

ア 注意が必要な場所

(7) 水道管が屋外に露出している

(1) 配管・給湯器・水道メーターが



- 北側の日陰に設置されている
(ウ) 風が強く当たる

イ 家庭でできる凍結防止の方法

- (ア) 保温材や毛布などを蛇口の手前までの配管に巻き、その上にビニールテープを巻きます。

- (イ) メーターボックスの中に毛布や布切れなどを入れ、メーターボックスの上にダンボールなどを載せます。



ウ 凍結して水が出ないときは

- (ア) 凍結した部分にタオルを被せ、その上からゆっくりと

ぬるま湯をかけて溶かしてください。

- (イ) 熱湯をかけると破裂するおそれがあるので、**絶対に熱湯は使用しない**でください。

エ 給水管が破裂したときは

- (ア) メーターボックス又はパイプシャフトの中の止水栓を閉めて、水が出ないようにしてください。

- (イ) 応急手当てとして、水が噴き出している箇所にビニールテープなどを固く巻き付け、針金やひもなどで縛ってください。

(4) 修理についてのお問い合わせ又はご依頼について

ア お問い合わせ先（相談を含む）

柏市上下水道局修理相談センター（０４－７１６３－３３８１）

イ ご依頼先

柏市指定給水装置工事事業者又は柏市管工事協同組合修理センター（０４－７１４６－９９００）

柏市指定給水装置工事事業者は、柏市ホームページ
<https://www.city.kashiwa.lg.jp> のサイト内検索から

柏市指定給水装置工事事業者名簿 で検索してください。

なお、マンションなどの共同住宅や賃貸アパートなどにお住まいの方は、建物の所有者や管理会社にご連絡ください。

修理区分（１ページ参照）により、修理費用は使用者様のご負担となることがあります。

漏水状況や事業者によって費用が異なりますので、あらかじめ複数の事業者に修理の見積りをしてもらい、工事内容などを事前にご確認ください。

第 1 章 総則

第 1 条 この条例は、本市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持することに関し必要な事項を定めるとともに、併せて布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めるものとする。

第 2 条 給水区域は、本市全域とする。

第 2 条の 2 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するため、本市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

第 3 条 給水装置の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 専用給水装置(1 世帯又は 1 か所で専用するもの) (2) 共用給水装置(2 世帯又は 2 か所以上で共用するもの) (3) 私設消火栓(消防用に使用するもの)

第 6 条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき又は上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者 (2) 給水装置を共用する者 (3) その他管理者が必要と認める者

2 管理者は、前項に規定する管理人を不適当と認めるときは、その変更を求めることができる。

第 8 条 水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)は、同居人、使用人その他の従業者等の行為に関しこの条例に定める義務を負わなければならない。

第 2 章 給水装置の工事及び費用

第 10 条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第 16 条の 2 第 3 項ただし書に規定する国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去(以下「給水装置工事」という。)をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の申込みに際し必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

第 11 条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第 16 条の 2 第 1 項の規定により指定した者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、当該工事しゅん工後に管理者の工事検査(以下「完工検査」という。)を受けなければならない。

第 12 条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、損傷した給水装置の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第 1 項の規定による指定の権限は、法第 16 条の規定による給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

第 13 条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、本市においてその費用を負担することができる。

第 14 条 管理者が施行する給水装置工事に係る費用(以下「工事費」という。)は、次に掲げる費用の合計額とする。

(1) 材料 (2) 労力費 (3) 道路復旧費 (4) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

第 15 条 管理者に給水装置工事を申し込む者(以下「申込者」という。)は、設計によって算出した工事費の概算額を管理者の定める納期限内に予納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、当該工事しゅん工後に精算する。

第 16 条 工事費が完納されるまでは、その給水装置の所有権を本市に留保し、その管理は申込者が行う。

- 第 17 条 水道使用者等は、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があると認めるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。
- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が認めるときは、これを徴収しないことができる。
- 3 第 1 項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。
- 第 18 条 配水管の移転その他の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者の同意がなくても管理者が工事を施行することができる。

第 3 章 給水

- 第 19 条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはできない。
- 2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害を生じることがあっても、本市は、その責めを負わない。
- 第 20 条 管理者は、使用水量を計量するため、給水装置に本市の水道メーター（以下「メーター」という。）を設置するものとする。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 管理者は、使用水量を計量するため必要と認めるときは、受水タンク以下の装置にメーターを設置することができる。
- 3 前 2 項の規定により設置するメーターの位置は、管理者が定める。
- 第 21 条 メーターは、管理者が設置して水道使用者等に保管させる。
- 2 前項の保管者は、適正にメーターを管理しなければならない。
- 3 保管者は、前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は破損した場合は、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。
- 第 22 条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。
- 第 23 条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ管理者に届け出なければならない。
- (1) 給水装置の使用を中止するとき。(2) 水道の用途を変更するとき。(3) 消火演習に使用するとき。
- 第 24 条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに管理者に届け出なければならない。
- (1) 以前の使用者の給水装置の使用に関する権利義務を承継し、引き続いて使用するとき。(2) 代理人及び管理人に変更があったとき又は住所に変更があったとき。(3) 給水装置の所有権の変更があったとき。(4) 消火に使用したとき。
- 第 25 条 私設消火栓は、消防又は消火演習の場合のほか、使用してはならない。
- 2 私設消火栓を消火演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを受けなければならない。
- 第 26 条 管理者は、給水装置の機能又は供給する水の水質について、水道使用者等から検査の請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。
- 2 管理者は、前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第 4 章 料金、手数料及び給水申込納付金

- 第 27 条 水道料金（以下「料金」という。）は、使用者から徴収する。
- 2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納付について連帯責任を負うものとする。
- 第 28 条 料金は、基本料金及び従量料金の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 2 前項の基本料金及び従量料金は、給水管の口径（メーターの取付け部分の口径をいう。以下同じ。）の大きさ及び使用水量に応じ、1 か月につき次の表に掲げる額とする。

基本料金				従量料金		
給水管の口径	額	給水管の口径	額	使用区分	使用水量	額 (1 m ³ 当たり)
13mm	460 円	150mm	113,000 円	一般用	1 m ³ から 10 m ³ まで	60 円
20mm	1,240 円	200mm	210,000 円		11 m ³ から 20 m ³ まで	100 円
25mm	2,030 円				21 m ³ から 30 m ³ まで	155 円

基本料金				従量料金		
40mm	6,240 円			一般用	31 ㎡から 50 ㎡まで	210 円
50mm	9,200 円				51 ㎡から 100 ㎡まで	280 円
75mm	23,100 円				101 ㎡以上	370 円
100mm	49,400 円			公衆浴場用	1 ㎡以上	35 円

備考 「公衆浴場用」とは、公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号)第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場のうち物価統制令(昭和 21 年勅令第 118 号)第 4 条の規定により千葉県知事が入浴料金を定めるものの用に水道を使用する場合をいう。

- 第 29 条 管理者は、料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日(以下「定例日」という。)にメーターの点検(以下「検針」という。)を行い、その計量した使用水量をもってその日の属する月分の料金を算定するものとする。ただし、管理者は、必要と認めるときは、検針を隔月にし、その計量した使用水量をもってその日の属する月分及びその前月分の料金を算定することができる。この場合の各月の使用水量は等量とみなし、1 か月分の使用水量に 1 立方メートル未満の端数が生じたときはこの端数をいずれか一方の月の使用水量に加えるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、管理者は定例日以外の日に検針を行うことができる。
- 第 30 条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用水量を認定する。
(1) メーターに異状があったとき。(2) 使用水量が不明のとき。
- 2 前項の使用水量の認定は、前 4 か月間又は前年同期の使用水量等を考慮して行う。
- 第 31 条 共用給水装置の使用水量は、各世帯均等とみなす。ただし、管理者は、必要と認めるときは、各世帯の使用水量を認定することができる。
- 第 32 条 第 28 条第 2 項の規定にかかわらず、水道の使用を開始した日から最初の検針を行う日まで又は最後の検針の日から水道の使用を中止するまでの間の基本料金は、同項に規定する基本料金の額に次の表の左欄に掲げる使用日数に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。

使用日数	割合
15 日を超えないとき	100 分の 50
15 日を超え、1 か月を超えないとき	100 分の 100
1 か月を超え、1 か月と 15 日を超えないとき	100 分の 150
1 か月と 15 日を超え 2 か月を超えないとき	100 分の 200

- 2 月の途中で給水管の口径に変更があった場合の当該月分の基本料金については、その使用日数の多い給水管の口径の額を適用することとし、使用日数が等しいときは変更後の給水管の口径の額を適用することとする。
- 第 33 条 建設工事その他の理由により臨時的に水道を使用する者は、水道の使用申込みの際、管理者の定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の概算料金は、使用中中止の際、これを精算する。ただし、届出がない場合は、管理者が使用中中止の状態にあると認めるとき、これを精算する。
- 第 34 条 料金は、納入通知書、口座振替又は集金の方法により毎月又は隔月に徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。
- 第 35 条 管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。
(1) 法第 16 条の 2 第 1 項に規定する指定をするとき 1 件につき 15,000 円 (2) 法第 16 条の 2 第 3 項ただし書に規定する確認をするとき 1 件につき 8,000 円 (3) 法第 25 条の 3 の 2 第 1 項に規定する指定の更新をするとき 1 件につき 13,000 円 (4) 法第 25 条の 7 に規定する変更の届出に伴い、法第 16 条の 2 第 1 項に規定する指定又は法第 25 条の 3 の 2 第 1 項に規定する指定の更新を受けたことを証する書面の再交付をするとき 1 件につき 3,000 円 (5) 第 11 条第 2 項に規定する設計審査をするとき 1 件につき 4,000 円 (6) 第 11 条第 2 項に規定する完工検査をするとき 1 件につき 4,000 円 (7) 各種の証明をするとき 1 件につき 300 円
- 2 前項の手数料は、管理者が定める納期限内に納付しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第 35 条の 2 給水装置の新設又は改造(給水管の口径を増径する場合に限る。以下本条において同じ。)をしようとする者は、管理者に対し、管理者の定める納期限内に給水申込納付金(以下「納付金」という。)を納付しなければならない。この場合において、改造しようとする者の納付金は、変更後の給水管の口径に係る納付金の額と変更前の給水管の口径に係る納付金の額との差額とする。

2 納付金は、次の表に掲げる納付金の額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

給水管の口径	納 付 金 の 額	給水管の口径	納 付 金 の 額	給水管の口径	納 付 金 の 額
13mm	82,000 円	40mm	1,120,000 円	100mm	9,000,000 円
20mm	193,000 円	50mm	1,700,000 円	150mm	20,000,000 円
25mm	362,000 円	75mm	4,200,000 円	200mm	41,000,000 円

3 既納の納付金は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第 36 条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、納付金その他の費用の全部又は一部を免除することができる。

第 5 章 管理

第 37 条 管理者は、管理上必要と認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に適当な措置を指示し、又は自らこれを行うことができる。

2 管理者は、メーターの管理上又は点検上必要と認めるときは、受水タンク以下の装置について調査し、水道使用者等に必要な措置を指示することができる。

3 前 2 項に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

第 37 条の 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 6 条に規定する基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置を当該基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項ただし書に規定する国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は同項ただし書の規定による確認がされたときは、この限りでない。

第 38 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由が継続する間給水を停止することができる。

- (1) この条例により納付すべき料金、手数料、納付金、修繕料、工事費等を期限内に納入しないとき。
- (2) 料金、手数料の徴収又は納付金の納入を免れようとして詐欺その他不正の行為をしたとき。
- (3) 正規の手続を経ないで工事を行い、又は給水装置を使用したとき。
- (4) 使用者が第 29 条の使用水量の計量又は第 37 条の検査を拒み、又は妨害したとき。
- (5) 給水栓を汚染のおそれある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

第 39 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、2,000 円以下の過料を処する。

- (1) 第 10 条第 1 項に規定する承認を受けないで、給水装置工事をした者
- (2) 正当な理由がなく、第 20 条のメーターの設置、第 29 条の使用水量の計量、第 37 条の検査及び第 38 条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第 17 条第 1 項の給水装置管理の義務を著しく怠った者
- (4) 前条第 2 号に該当する行為をした者

第 40 条 詐欺その他不正の行為により料金又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。)以下の過料に処する。

第 41 条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、管理上必要と認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

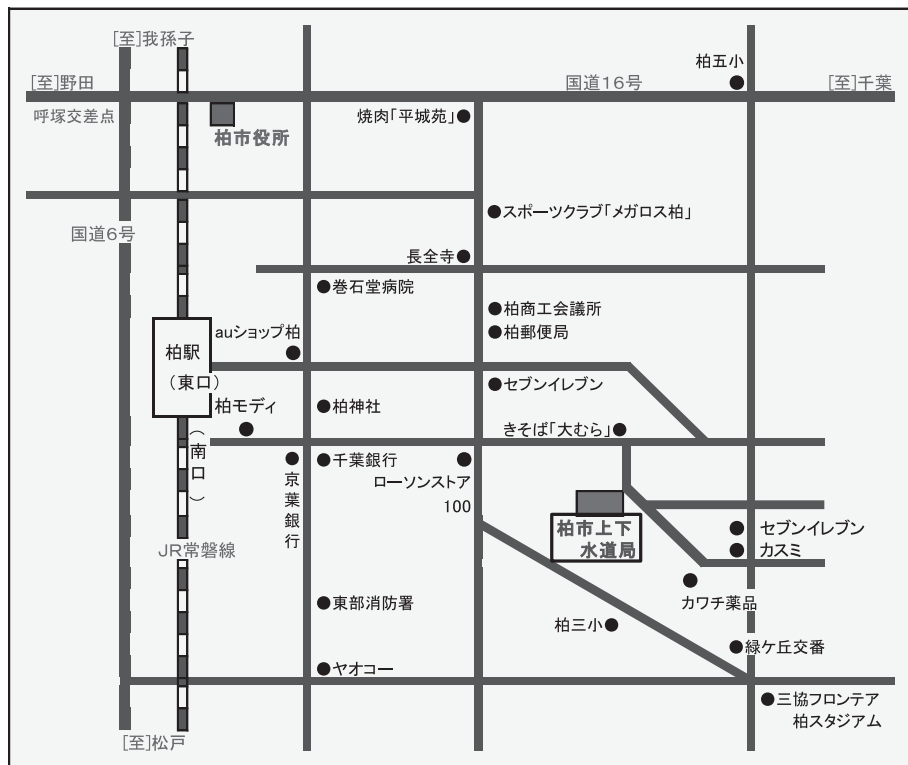
- (1) 所有者が 90 日以上所在不明で、かつ、使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用見込みがないとき。

第 46 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

※全文は、柏市ホームページのほか、行政資料室でもご覧いただけます。

※柏市ホームページ <https://www.city.kashiwa.lg.jp/> のサイト内検索から 給水条例 で検索

5 柏市上下水道局案内図



【柏市上下水道局料金センター】

郵便番号 277-0025

住所 千葉県柏市千代田一丁目2番32号

電話番号 04-7166-2191 (柏市上下水道局代表電話番号)
※音声案内に従って電話機を操作してください

業務時間 平日及び土曜日 (日曜, 祝日及び年末年始を除く)
午前8時30分～午後6時15分